

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年2月21日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」の次に「の規定による保険料の徴収猶予（以下「徴収猶予」という。）」を加え、「第18条の規定に基づき、保険料の徴収猶予並びに減免」を「条例第18条の規定による保険料の減免（以下「減免」という。）」に改める。

第3条第1項第1号中「（保険金、損害賠償金等により補填されるべき額を除く。）」を「、災害の発生した日の属する月から12か月分の保険料について、前年中の合計所得金額及び損害の程度に応じて、次の表の定める割合を減免する（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額の合計額とする。）。」に改め、同号の表中「住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満」を「住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満（保険金、損害賠償金等により補填されるべき額を除く。）」に、「住宅又は家財の価格の10分の5以上」を「住宅又は家財の価格の10分の5以上（保険金、損害賠償金等により補填されるべき額を除く。）」に改め、同項第2号中「（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年の合計所得金額の合計が1,000万円を超える者を除く。）」を「、条例第18条第2項の規定による申請書の提出があった日から7日以

後の納期に係る当該年度の保険料（既に納付されているものを除く。）について、前年の収入金額との減少の割合に応じて、次の表に定める割合を減免する。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年の合計所得金額の合計が1,000万円を超える者を除く。

第3条第1項第3号中「保険料額の全額」を「保険料の全額」に改める。

第4条中「条例第17条及び第18条の規定による保険料の」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「書類」の次に「（以下「申請書等」という。）」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害や刑事施設への拘禁等により、条例第18条第2項に規定された日までに申請書等を提出できないやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

第5条中「若しくは」を「又は」に改める。

第7条中「若しくは」を「又は」に改め、「承認の決定」の次に「を」を加える。

第8条第1項中「適用」を「承認」に改める。

第9条中「条例第17条第1項の規定により保険料の徴収猶予を受けた者又は条例第18条第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、」を「徴収猶予又は減免の承認を受けた者は、」に改める。

様式第3号中「

収入等申告書

年 月 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 様

申請者氏名 _____ (印)

収入等について次のとおり申告します。

1 世帯主名等

氏名	年齢	勤務先名称等

2 収入の状況等

(単位：円)

前 年 分	区分	収入の種類	収入金額	必要経費	所得金額等 (-)
	世帯主 (被保険者である世帯主含む)				
計					
被保険者					
	計				
	被保険者				
計					

当 該 年 分	区分	収入の種類	収入金額	必要経費	所得金額等 (-)
	世帯主 (被保険者である世帯主含む)				
計					
被保険者					
	計				
	被保険者				
計					

※1 記載事項の注意

- ① 収入の種類は、事業、不動産、給与、公的年金、遺族年金、障害年金等を記載すること。
- ② 給与、年金については必要経費を記載しないこと。

※2 添付書類について

- ① 収入金額を証明するもの (所得証明書等)
- ② 災害の程度を証明するもの (罹災証明書等)
- ③ 保険金、損害賠償金等により補てんされるときは、補てんされるべき額を証明するもの (保険証書等)

」を「

収入等申告書

年 月 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 様

申請者氏名 _____ (印)

収入等について次のとおり申告します。

1 世帯主名等

氏 名	年 齢	勤 務 先 名 称 等

2 収入の状況等

(単位：円)

前 年 分	区 分	収入の種類	㊤収入金額	㊦必要経費	㊧所得金額等 (㊤－㊦)	
		世帯主 <small>(被保険者である世帯主含む)</small>				
計						
被保険者						
		計				
被保険者						
	計					

当 該 年 分	区 分	収入の種類	㊤収入金額	㊦必要経費	㊧所得金額等 (㊤－㊦)	
		世帯主 <small>(被保険者である世帯主含む)</small>				
計						
被保険者						
		計				
被保険者						
	計					

※1 記載事項の注意

- ① 収入の種類は、事業、不動産、給与、公的年金、遺族年金、障害年金等を記載すること。
- ② 給与、年金については必要経費を記載しないこと。

※2 添付書類について

- ① 収入金額を証明するもの (所得証明書等)
- ② 災害の程度を証明するもの (罹災証明書等)
- ③ 保険金、損害賠償金等により補てんされるときは、補てんされるべき額を証明するもの (保険証書等)
- ④ 刑事施設等に拘禁されていることを証明するもの (在監証明書等)

」に改める。

様式第4号中「

年 月 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

同 意 書

私は、後期高齢者医療保険料徴収猶予又は減免を申請するに当たり、私並びに世帯員の資産及び収入等の状況調査に同意します。

」を「

年 月 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

同 意 書

私は、後期高齢者医療保険料徴収猶予又は減免を申請するに当たり、私及び世帯員の資産、収入等の状況調査に同意します。

」に改める。

様式第5号中「

発 号
年 月 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書

さきに申請がありました平成 _____ 年度分保険料の徴収猶予については、次のとおり却下しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
徴収猶予却下年月日	年 月 日		
却下理由			
納 期	保険料額	徴収猶予期間	備 考
合 計			

審査請求及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

_____ 役所（役場） _____ 課

〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

」を「

発 号
年 月 日

〒 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様

秋田県後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書

さきに申請がありました 年度分保険料の徴収猶予については、次のとおり却下しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
徴収猶予却下年月日	年 月 日		
却下理由			
納 期	保険料額	徴収猶予期間	備 考
合 計			

審査請求及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

_____ 役所（役場） _____ 課

〒 _____
住 所 _____
電話番号 _____

」に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。